

平成20年9月22日

## 経営承継・・・相続税対策(日本経済新聞より抜粋)

誰も自分が死んだ後のことはあまり考えたくないのが人情ですが、中小企業にとって相続問題は自分の家族だけにとどまらず、従業員や事業関係者にも多大な影響を及ぼします。そのため経営承継対策は最優先課題として取り組まなければならないテーマといえます。

### 経営破たんも

07年度版の中小企業白書の「中小企業の事業継承に関するアンケート」によると、中小企業経営者の個人資産に占める土地や家屋などの事業用資産は全体の68.1%を占めています。このため後継者以外の相続人から遺留分減殺請求されると、後継者が必要な事業用資産を円滑に承継できなくなる可能性があります。

仮に後継者が必要な事業用資産をすべて相続することができたとしても、相続した財産の大半は換金処分困難な財産で占められるため、相続税の納税資金対策が課題となります。対策を施さなければ、最悪の場合は経営破たんにもつながりかねません。

相続税の納税資金の不足分を相続税の節税と納税資金の増加による対策で解消する場合は、納税資金の増加を重視したい。なぜなら相続税の節税対策は、後の税制改正によって効果が減殺される可能性があるからです。このほか、生命保険を活用して効率よく資金を確保するといった工夫も求められます。

### まず現状把握

経営承継対策は病気の治療に例えるとわかりやすくなります。

健康診断を受ける 財産をたな卸して現状を把握する

患部を突き止める 相続対策などの問題点を洗い出す

最適な治療法を選択し治療する 具体策を練り、実行する

完治するまで治療を続ける 継続して対策に取り組み、定期的に計画を見直す

健康診断で病気を早期発見できれば治りが早く、治療費もそれほどかかりません。経営承継対策も同様です。

しかし、多くの経営者は対策の必要性を認識しているにもかかわらず、なかなか実行に踏み切れていません。これは現状を把握しきれていないことが原因の一つと考えられます。

経営者と後継者を含めた関係者が、会社の問題を共通認識していなければ対策を練ることすらできません。現状把握と具体的な目標設定の重要性を再認識し、早い段階から計画的に対策を講じることが経営者の重要な責務となっています。

10月17日に開催する、当事務所主催の「経営革新セミナー」でも「元気な企業の存続・発展のための経営承継成功の鍵！」と題して所長税理士の多鹿一男が経営承継についてお話させていただきます。

また、万が一の際の企業防衛策の一つとして経営者様の生命保険のご提案も行っていきます。

当面の運転資金と借入金返済資金、納税準備資金、その他負債から現金化可能な資産を差し引いて必要な保険金額を算出し、ご相談させていただいています。

気になることがありましたら、何でもお気軽にお申し付けください。



過去一覧

過去の内容をご覧いただける方は左記のボタンをクリックして下さい。

多鹿会計事務所 所員 平戸

メール

お電話でのお問い合わせは平日午前9時～午後5時まで承っています。

多鹿会計事務所

〒675-1332 兵庫県小野市中町320-8 TEL 0794-62-5666 FAX 0794-64-2037

